

全救協

2017

No. 153

メッセージフロムエディター 1

救護施設の公益的な取り組みについて

特集 2

救護施設を取り巻く制度改革関係情報

ブロックだより 11 ~ 12

東北地区救護施設協議会
関東地区救護施設協議会

行動指針レポート 13 ~ 15

就労訓練事業により働く意欲を高める

地域の社会資源との連携と、退所者の
地域定着支援を推進

佐賀整肢学園・かんざき日の限寮による
生活困窮者への就労支援活動

活動日誌 平成28年12月 ~ 29年3月 16

全救協は新年度から 全社協・種別協議会として スタートします。

前号で紹介した本会の全国社会福祉協議会（以下、全社協）を構成する種別協議会化の意向を受け、全社協評議員会（平成29年3月9日（木）開催）において、本会を全社協の社会福祉施設協議会に組み入れる旨の組織規程の一部改正が審議され、承認されました。

これにより、本会の社会福祉施設協議会としての位置づけが明確化され、平成29年4月1日より正式に全社協を構成する種別協議会の一員としてスタートを切ることとなりましたので、ご報告します。

Message from Editor

救護施設の公益的な取り組みについて

総務・財政・広報委員／丸山荘（愛媛県） 栗林 昇司

今般、公益性・非営利性を確保する観点から社会福祉法人制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する社会福祉法人の在り方を徹底するために経営組織のガバナンスの強化などの組織改革が行われています。社会福祉法人には、地域における公益的な取り組みを実施する責務があることは皆様ご承知のことと思いますが、全救協においても第二次行動指針が策定され、その実現に向けて各施設が日々努力されていることでしょう。

しかし、全救協の会員施設を見てみますと、社会福祉法人立の施設もあれば、区市・広域事務組合などの公立の施設もあります。私が所属している中四国ブロックの施設では、公立の施設は平成23年度当初で32施設中8施設、平成28年度当初32施設中6施設、そのうち1施設は民間委譲のための手続きを現在とっているところです。全救協の平成25年度の実態調査では公設公営が17施設・公設民営が30施設でした。平成28年度の実態調査の結果はまだ出ていませんが、次第に公立の施設が社会福祉法人へ委譲されてきています。

では、社会福祉法人が今般の制度改革において地域における公益的な取り組みを実施しようとしている中、公立の施設ではどのような取り組みを行うのでしょうか。公益的な取り組みを実施しなくて良いのでしょうか。私見ではありますが、公立であろうが民間であろうが、救護施設として地域に対して公益的な取り組みを行わなければならないと思っています。

県内の救護施設では4施設中2施設を広域事務組合が設置運営しており、日常の施設運営に関しても大変な苦労があると聞いております。その中で、地域の特性を生かしながら地域の些細なニーズや地域住民の要望に応えている現実があります。公立ではあるけれども救護施設としての使命を果たすべく日々努力されていますし、私共もそれに対する協力を惜しむことはありません。各施設がそれぞれの特長を生かし考えなければならないことではありますが、同じ救護施設としてお互い協力しながら何らかの地域における公益な取り組みが実現できたらと願っております。皆様、お互い情報交換しながら公益的な取り組みを推進しましょう。

救護施設を取り巻く 制度改革関係情報

平成29年4月より社会福祉法人制度改革が本格実施されるにあたり、法人組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保、公益的な活動の推進について、着実かつ積極的な取り組みが必要とされ、地域住民に信頼される福祉施設であることを社会に発信していく必要があります。

さらに、平成29年度においては生活困窮者自立支援法や生活保護法の見直しに向けた検討がすすめられることや、平成28年7月に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部による地域共生社会の実現に向けた施策の具体化がすすめられることを受け、本号の特集では、救護施設を取り巻く制度改革情報（2月末日の状況）についてお伝えします。

厚生労働省

生活困窮者自立支援のあり方に関する 論点整理（案）の検討が行われました。

平成29年1月23日（月）に開催された第6回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会において、生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理（案）が示され検討が行われました。

平成27年度4月に生活困窮者自立支援法が施行され、複合的な課題をかかえる生活困窮者に対して、包括的な支援を行う新たな社会保障制度がスタートし、これまで支援につながらないあるいは、縦割りの各制度の中で対応されてきた生活困窮者の実像が明らかになりました。しかしながら、支援の広がりが進む一方で、いまだ支援につがっていない生活困窮者もいると考えられ、本法制度のあり方を充実していくうえでの今後の方向性として、8つの視点が示されました。

〈第6回生活困窮者自立支援のあり方等に関する 論点整理のための検討会資料より抜粋〉

- (1) 日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援機関へ相談することの難しい人にも確実に支援を行えるようにすること。
- (2) 自立相談支援機関における相談機能は、包括的な支援の「入口」として、経済的困窮の課題を

抱える人であるかどうかに関わらず、すべての相談を断らないことを基本とすること。

- (3) 法の支援を積極的に展開していくために、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、生活困窮者を含め地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを基本に据えること。
- (4) 包括的な支援をよりの確、効果的に行うために、就労、家計面の支援を全国的に充実すること。
- (5) 就労、家計面と共に自立を支える要素である居住面について、現行法において想定されている一時的・過渡的な支援に加えて、本来的に長期継続性のある「住まう」ための支援を行えるようにすること。
- (6) 貧困の連鎖防止、子どもの貧困への対応の観点から、子どもに対する学習を始めとした総合支援とともに、子どものための世帯支援を強化すること。
- (7) 高齢の生活困窮者に対し、本人の意向を踏まえつつ就労、家計、居住面の支援が組み合わせられるよう、支援体系を整備すること。
- (8) 地域の自発性や創意工夫を重視しつつも、地域ごとの支援体系を底上げし、全国的な支援の質

を向上すること。

また、個別論点として、(1) 自立相談支援のあり方(相談受付、プラン作成、支援)、(2) 就労支援のあり方、(3) 家計相談支援のあり方、(4) 貧困の連鎖防止・子どもの貧困への対応のあり方、(5) 一時生活支援のあり方、(6) 居住支援のあり方、(7) 高齢者に対する支援のあり方、(8) 自立支援に関連する諸課題、(9) 支援を行う枠組み(法体系のあり方と自治体・支援従事者・関係者の役割等)の9つが挙げられており、認定就労訓練事業については(2)の就労支援のあり方で利用状況と課題、論点が示されています。

《第6回生活困窮者自立支援のあり方等に関する 論点整理のための検討会資料より抜粋》

(認定就労訓練事業の利用状況と効果)

○認定就労訓練事業についても同様に、利用者はまだ少ない実態にあるが、一定期間継続的な利用の中で着実にステップアップが見られる。

(実績)

- ・利用形態 非雇用型のみ 66.7%、非雇用型から雇用型へ移行：16.7%、雇用型のみ：16.7%
- ・認定就労訓練事業を利用すべき者が利用しなかった理由本人が通える範囲内に認定事業所がない：68.0%、本人が希望しない(新しい環境に拒否感がある又は必要性を理解しない)：23.6%

○認定就労訓練事業については、民間の自主事業という位置づけの中、認定の拡がりに課題がある。利用が進まない理由としても「本人が通える範囲内に認定事業所がない」が最も多くなっており、認定を増やしていくことでミスマッチを解消できれば、利用しやすくなると見込まれる。

(実績)

- ・民間事業所に認定就労訓練事業の認定取得を促し、断られたことがある自治体 34.3%
- ・上記の場合の断られた理由 助成金などの直接的なメリットがない：97.2%、申請の手続面が面倒・就労支援担当者を置く人的余裕がない：いずれも 63.9%

【論点】

(認定就労訓練事業のあり方)

○潜在的には、認定就労訓練事業に取り組みたいと考えている事業者もおり、何らかの経済的インセ

ンティブがあれば、認定就労訓練事業がより拡大するのではないかと。

○認定就労訓練事業の担い手として社会福祉法人が積極的に参画できるよう、申請書類等の手続面で簡素化できるところはないか。また、訓練後の就労を考えると社会福祉法人だけでなく様々な主体の参画が必要ではないか。

こうした論点をもとに、現在、同検討会において年度末までにとりまとめを行うべく検討が進められています。また次年度以降、社会保障審議会に部会を設置して検討が深められる予定です。

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」が示され、改革の骨格と実現に向けた工程が示されました。

厚生労働省の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部より「「地域共生社会の実現に向けて」(当面の改革工程)」が平成29年2月7日に公表されました。

「地域共生社会」の実現に向けて、地域課題の解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、地域丸ごとのつながりの強化、専門人材の機能強化・最大活用といった改革の骨格とともに、2020年代初頭の全面展開に向けた工程が示されています。

改革の骨格の方向性を踏まえ、平成29年の制度改革に向けた、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法を一体とした「地域共生社会」の実現に向けた『我が事・丸ごと』の取組を進めるための改正法案(「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」)が閣議決定されました。主なポイントは、①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)、②医療・介護の連携の推進等(介護保険法、医療法)、③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等(社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法)、④現役世代並みの所得ある者の利用負担割合の見直し(介護保険法)、⑤介護納付金への総報酬割の導入(介護保険法)の5つであり、施行は平成30年4月1日(④は平成30年8月1日、⑤は平成29年8月分より)です。

平成30年には、生活困窮者自立支援制度の強化や

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

- 平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正
- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
 - ◆共生型サービスの創設 など

- 平成30(2018)年：
- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
 - ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：
更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）等
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設

介護・障害報酬改定において、全国的な体制整備を進めるための措置を講じるとされており、並行して、専門人材の養成課程の見直しを進め、2020年代初頭の『我が事』・『丸ごと』の全面展開に向け、改革を着実に実施していくとされています。

社会保障審議会介護保険部会

「介護保険制度の見直しに関する意見」において、介護保険適用除外施設における住所地特例に関する保険者の定め方の方向性が示されました。

平成28年12月9日に社会保障審議会介護保険部会より、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。

意見の中で、本会がこれまで国に改善を要望していた内容に関し、「介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すことが適当である。」と記されました。

《介護保険制度の見直しに関する意見P40-41 抜粋》

(3)介護保険適用除外施設における住所地特例の見直しについて

- 介護保険制度では、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則である。
- しかし、介護保険施設等の所在する市町村の給付費の負担が過度に重くなるため、被保険者が入所により介護保険施設等の所在する市町村に住所を変更した場合は、変更前の市町村が引き続き保険者となる仕組み（住所地特例）が設けられている。
- また、障害者支援施設や救護施設等（介護保険適用除外施設）に入所・入院している者については、当該施設で介護保険施設と同等若しくはそれ以上の水準の介護サービスが提供されていること等の理由から、介護保険の被保険者としなないこととされている。
- 障害福祉制度や生活保護制度においては、障害者支援施設や救護施設に入所することにより居住地を変更した場合、変更前の自治体がその入所に係る費用を負担する仕組みがある。
- 現行の制度では、介護保険適用除外施設を退所して、介護保険施設等に入所する場合、その者は、住所地特例の仕組みにより、介護保険適用除外施設

の所在市町村の被保険者となる。このため、障害者支援施設や救護施設の場合には従来費用負担をしていた自治体に代えて、介護保険適用除外施設の所在市町村が介護給付費を負担することになる。

- この点に関して、介護保険適用除外施設から退所して、介護保険施設等に入所した場合について、介護保険適用除外施設の所在市町村の給付費が過度に重くならないよう、保険者の定め方を見直すことが適当である。
- その際、地域保険の原則に対する特例を拡大することとなるため、全ての介護保険適用除外施設を対象とするのではなく、既に介護保険適用除外施設入所前の自治体が、当該介護保険適用除外施設の入所に係る費用等を負担する制度の対象となっていること、介護保険適用除外施設からの退所者のうち介護保険施設等に移る者の割合が高い又は今後そうなることが予想されること、自治体や介護保険適用除外施設から具体的な見直しの要望が出ていることに着目して、特例の見直しの対象とする必要性が高い施設類型に限定することが適当である。

厚生労働省

社会福祉充実計画の承認にかかる事務処理基準が発出され、計画策定の具体的な流れ等が示されました。

社会福祉法等の一部を改正する法律により、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」）を算定しなければならないこととされています。

その結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、当該残額を計画的かつ有効に再投下していくこととされています。この度、厚生労働省より、平成29年1月24日付けにて、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」の中で別添として「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」が次頁のように発出されたのでご紹介します。

社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準

1. 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画の策定の趣旨

社会福祉法人（以下「法人」という。）の今日的な意義は、社会福祉事業や公益事業に係る福祉サービスの供給・確保の中心的役割を果たすことのみならず、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、積極的に地域社会に貢献していくことにある。

したがって、国民の税や保険料を原資とする介護報酬や措置費、委託費等により、事業を運営している法人の公益的性格に照らせば、地域や利用者の福祉ニーズを的確に把握し、既存の社会福祉事業又は公益事業を充実させていくとともに、自ら提供するサービスの質を高めていくことが求められる。

また、地域の福祉ニーズに対応したサービスが不足する場合には、既存の社会福祉制度の枠組みの内外を問わず、新たなサービスを積極的に創出していくことが求められるものである。（中略）

このため、平成28年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）による改正後の社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）においては、平成29年4月1日以降、法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額（以下「控除対象財産」という。）を上回るかどうかを算定しなければならないこととされている。

さらに、これを上回る財産額（以下「社会福祉充実残額」という。）がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画（以下「社会福祉充実計画」という。）を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければならないこととなる。

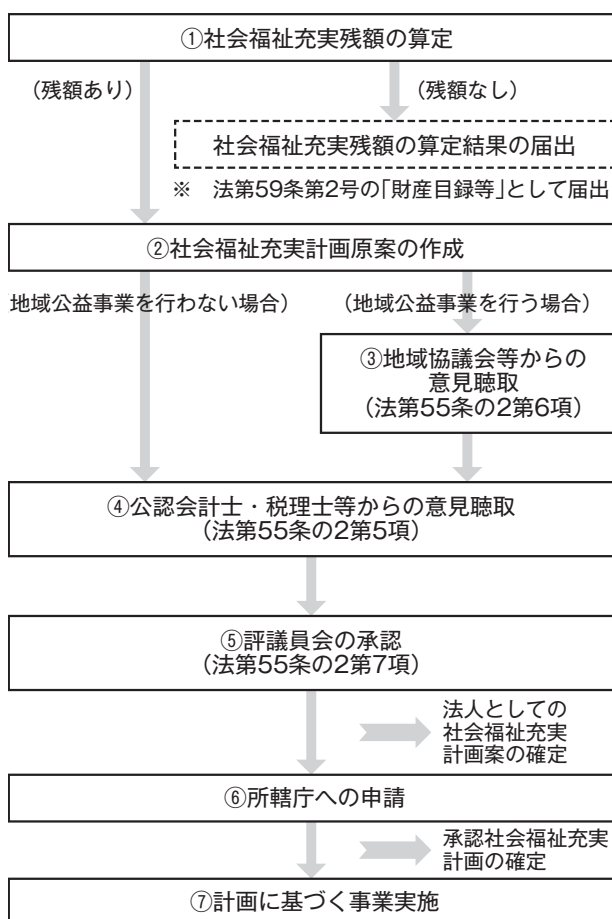
このような観点から、社会福祉充実残額の算定に当たって必要となる控除対象財産の範囲については、各法人間において客観的かつ公平なルールとなるよう、これを明確化するものである。

また、社会福祉充実残額が生じる場合、法人は、社会福祉充実計画を策定し、これに従って社会福祉充実事業を実施しなければならないこととなるが、これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法

人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものである。

2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定する。



なお、④の意見聴取に当たっては、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度行わなければならないものであるとともに、当該算定の結果、社会福祉充実残額が生じ、社会福祉充実計画を策定する場合にあっては、これら一連の作業を決算の時期に併せて行わなければならないものである。

3. 控除対象財産の範囲と社会福祉充実残額の算定（略）

4. 社会福祉充実計画原案の策定

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容

社会福祉充実計画は、3による計算の結果、社会福祉充実残額が生じた場合に限り、法人単位で策定しなければならないものである。

また、社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次に掲げるとおりであり、具体的な様式は別紙1（掲載略）のとおりとすること。

- ① 既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ② 事業区域
- ③ 社会福祉充実事業の事業費
- ④ 社会福祉充実残額
- ⑤ 計画の実施期間
- ⑥ 法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報
- ⑦ 社会福祉充実残額の用途に関する検討結果
- ⑧ 資金計画
- ⑨ 公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩ 地域協議会等の意見の反映状況
（地域公益事業を実施する場合に限る。）
- ⑪ 計画の実施期間が5か年度を超える理由等

なお、社会福祉充実計画に位置付けるべき事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であり、こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいこと。

(2) 社会福祉充実計画に位置付ける事業の種類

社会福祉充実計画には、次に掲げる事業の全部又はいずれかを実施するための内容を記載すること。

- ① 社会福祉事業及び法第2条第4項第4号に規定する事業に該当する公益事業
- ② 地域公益事業
- ③ 公益事業のうち、①及び②に掲げる事業以外のもの

なお、社会福祉充実計画に位置付ける事業は、①から③までに掲げる事業の順に、その実施について検討を行わなければならないが、その検討結果については、社会福祉充実計画に記載することが必要であること。

また、新たな事業を実施する場合については、定款変更の有無を検討し、所轄庁とも相談の上、必要な手続を行うこと。

(3) 地域公益事業について

地域公益事業については、法第55条の2第4項第2号の規定のとおり、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであり、法第26条第1項に規定する公益事業に該当するものであること。

地域公益事業の内容については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成28年6月1日付け社援基発0601第1号）を参照のこと。

(4) 社会福祉充実計画の実施期間

社会福祉充実計画は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から5か年度以内の範囲で、計画策定段階における社会福祉充実残額の全額について、一又は複数の社会福祉充実事業を実施するための内容とすること。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その実施期間を10か年度以内とすることができること。

- ① 社会福祉充実残額の規模からして、5か年度の計画実施期間内に費消することが合理的ではない場合
- ② 5か年度の計画実施期間経過後に事業拡大や既存建物の建替を行うなど、5か年の計画実施期間経過後に社会福祉充実残額の用途につき、明確な事業計画が定まっている場合

また、計画の実施期間の範囲で、事業の始期（所轄庁による計画の承認日以降に限る。）や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人の任意で設定することができること。

なお、社会福祉充実計画の実施期間の満了により、所轄庁による承認の効力は失効すること。その際、実施期間の満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じた場合には、改めて翌会計年度以降を実施期間とする社会福祉充実計画を策定し、所轄庁の承認を得る必要があること。

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、(4)のとおり、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額

を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実に充てることを内容とする計画を策定することができること。

5. 社会福祉充実計画原案に係る公認会計士・税理士等への意見聴取

社会福祉充実計画原案の策定後、次に掲げる内容について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家への意見聴取を行うこと。(以下、略)

6. 社会福祉充実計画原案に係る地域協議会等への意見聴取

地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる内容について、地域協議会等への意見聴取を行うこと。

- ① 地域の福祉課題
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容
- ③ 自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見
- ④ 関係機関との連携

なお、地域協議会については、法第55条の2第8項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」こととされていることを踏まえ、原則として所轄庁が体制整備を行うものであり、具体的な内容については別紙3のとおり、地域の実情に応じた体制を構築すること。

7. 社会福祉充実計画案に係る評議員会の承認

5、6の手続を経て必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画原案は、評議員会に諮り、その承認を得た上で、法人としての社会福祉充実計画案を確定すること。

なお、評議員会に先立って、理事会においてもその承認を得ることが必要であること。

8. 社会福祉充実計画案に係る所轄庁への承認申請

評議員会の承認を得た社会福祉充実計画案は、別紙4の様式例により、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の6月30日までに、法第59条の届出と同時に所轄庁に対して申請を行うこと。

所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行うこと。(以下、略)

- ④ 計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。

この際、所轄庁は、社会福祉充実計画が、申請時点での法人の社会福祉充実残額の用途に関する事業計画を明らかにする趣旨であることにかんがみ、法人に対して特定の事業の実施を指導するなど、法人の自主性を阻害するようなことがあってはならず、上記の点に係る審査を経て承認を行うものとする。(以下、略)

9. 社会福祉充実計画に基づく事業実施

所轄庁の承認を得た後、法人は、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施しなければならないこと。

なお、社会福祉充実に係る事業の開始時期については、所轄庁の承認日以降とすること。

また、承認社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、10又は11に記載のとおり、当該計画の変更又は終了手続を行うこと。

10. 社会福祉充実計画の変更(略)

11. 社会福祉充実計画の終了(略)

12. その他

(1) 社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表すること。

- ① 社会福祉充実計画を策定し、所轄庁にその承認を受けた場合
- ② 社会福祉充実計画を変更し、所轄庁にその承認

認を受け、又は届出を行った場合

なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなすことができること。

(2) 社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度、法人のホームページ等において、その公表に努めること。

(3) 社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画の実施期間満了の日から10年間保存しておくこと。

(別紙様式略)

(別紙1－参考①)

社会福祉充実計画記載要領

1. 基本的事項について

- ① 地域住民その他の関係者への意見聴取年月日
地域協議会の開催日など、意見聴取を行った年月日を記載すること。
- ② 公認会計士・税理士等の意見聴取年月日
確認書に記載の年月日を記載すること。
- ③ 会計年度別の社会福祉充実残額の推移
本計画の対象となる社会福祉充実残額の総額(確定額)を記載するとともに、計画の実施期間における社会福祉充実事業費に係る支出予定額及び当該残額の推移(見込額)を記載すること。
また、社会福祉充実事業に充てない社会福祉充実残額がある場合には、6のとおり、理由を記載した上、「社会福祉充実事業未充当額」欄に当該金額を記載すること。
- ④ 本計画の対象期間
本計画の対象期間は、所轄庁の承認見込日以後を始期とし、全ての社会福祉充実事業の終了見込年月日を終期とすること。

2. 事業計画

1か年度目～5か年度目(又は10か年度目)までの間に、どのような事業に、それぞれいくらを使用

するかを記載すること。

なお、例えば、2か年度目から事業を開始し、4か年度目に終了するなど、事業の始期及び終期、各年の事業費規模は法人の任意で定めることが可能であること。

また、「既存・新規の別」欄については、既存事業の充実を図るための事業を行う場合には「既存」と、新たに既存事業以外の事業を行う場合には「新規」と記載すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

「検討結果」欄には、それぞれの項目ごとに社会福祉充実残額を活用する又は活用しない理由を記載すること。

4. 資金計画

- ① 各年における事業費について、社会福祉充実残額、補助金、借入金、事業収益、その他の内訳を記載すること。
- ② その他については、寄付金その他の利用料収入等が想定し得ること。
- ③ 事業費については、2の事業計画及び5の事業の詳細の計数と一致していること。

5. 事業の詳細

- ① 「事業名」欄については、法人が任意で定めたものを記載すること。
- ② 「主な対象者」欄については、高齢者、障害者、子ども、子育て世帯、生活困窮者の別を基本として、法人が任意で記載すること。
- ③ 「想定される対象者数」欄については、事業費積算上の対象者数として差し支えないこと。
- ④ 「事業の実施地域」欄については、事業を利用することができる者の住所地を特定して記載すること。
また、複数地域で事業を実施する場合は、全ての実施地域を記載するとともに、主たる事業の実施地域に下線を付すこと。
- ⑤ 「事業の実施時期」欄については、計画策定時点で想定している事業の開始時期から終期までの期間を記載すること。
- ⑥ 「事業内容」欄については、どのような者を対象に、どのような福祉サービスを、どの程度の頻度で、いつまでの期間行うのかを記載すること。

なお、具体的な事業内容は、地域の実情を踏まえ、法人が自主的に判断すべきものであるが、例えば次表のような取組が考えられること。

第1順位： 社会福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給 ・社会福祉事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給 ・サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ ・既存社会福祉事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備 ・低所得者に対する低廉な住居の供給 ・低所得利用者に対する利用料の減免等
第2順位： 地域公益事業	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なニーズに対応した分野横断的かつ包括的なワンストップ相談支援拠点の設置 ・現時点では自立している単身高齢者に対する見守り等その孤立死防止のための事業 ・公的サービスの利用ができない者に対するゴミ出しや買い物等の軽度日常生活支援 ・高齢者や障害者、子ども、地域住民等の共生の場づくり ・緊急一時的に支援が必要な者に対する宿所や食料の提供、資金の貸付け ・貧困家庭の子どもに対する奨学金の貸与と、自立に向けた継続的な相談支援 ・仕事と介護や子育ての両立に向けた支援 ・地域課題を踏まえた障害者等の職場づくり ・中山間地域等における移動困難者に対する移送支援 ・高齢者や障害者等に対する権利擁護支援 ・災害時要援護者に対する支援体制の構築等
第3順位： その他公益事業	<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業に従事する職員に対する給与等の増額、一時金の支給

- ・公益事業に従事する職員の資質向上のための研修費用の支給
- ・サービスの質の向上のための新たな人材の雇入れ
- ・既存公益事業の定員等の拡充に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備
- ・新規事業所開設に伴う人材の雇入れ、施設・設備整備等

⑦～⑨ (略)

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が5か年度を超える理由

社会福祉充実計画については、原則として、社会福祉充実残額の全額について、5か年度以内の計画の実施期間に活用しなければならないものであるが、これにより難い合理的な理由がある場合には、その理由を記載すること。

この場合、合理的な理由とは、例えば、次のような理由が想定されるものであり、合理的な理由なく社会福祉充実残額の一部を社会福祉充実に充当せず、又は計画の実施期間を延長することは認められないこと。

- ① 社会福祉充実残額が多額であるため、5か年度の計画の実施期間内に事業を完了することが非効率かつ困難であること。
- ② 地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難であること。
- ③ 計画の実施期間満了後に新規の事業拡大、既存建物の建替等を予定しており、当該期間内に全額を活用することが合理的ではないこと。
- ④ 介護保険事業計画等との整合性から、5か年度の計画の実施期間内に定員数の拡充等が困難であること。

平成28年3月31日に改正社会福祉法が成立し、全ての法人の責務として「地域における公益的な取組」が規定されました。社会福祉法人の成立経緯が地域の困っている人々へ手を差し伸べたところに端を発しており、それらの取り組みが徐々に制度化されて現在の社会福祉事業があることから、私たちは地域の課題に対し、その解消をめざして持てる資源を活用して積極的に取り組まなければなりません。

153号の「ブロックだより」より、各地区・施設からこのことをテーマにご寄稿いただくことで、社会福祉法人に求められている役割を改めて意識し、実践につなげていくこととしました。今回は、東北地区からひばりが丘ホーム（秋田県）、関東地区からもくせい（茨城県）における取り組みについてご紹介します。

東北地区

地域に根ざしての人材確保に向けた取り組み

救護施設 もくせい(茨城県)
施設長代理 稲葉 浩和

当法人のある地区には、長年、地域の福祉的課題に積極的に関わってきた社会福祉法人が多数所在しており、社会福祉法人制度改革において指摘されている「地域公益活動の推進」に関し、法人の持つ資源や地域の社会資源を活用し、地域のセーフティネットとしての機能を目指し更なる支援を目指しています。

【農業を通して地域社会がつながりあう機会を提供】

地域の特性を活かした取り組みとしては、各県にまたがる関東平野の広大な農地等を使用して、農作物を作る農園を運営し、地域の障害者の雇用推進に努めています。地域で生活する様々な障害者に対し、就労支援の場の提供に留まらず、直接雇用の場としての取り組みも行っています。農園で栽培した、多品目の野菜類は法人内の社会福祉施設等に届けられ、他の福祉サービス利用者に大変好評です。農場の中で、地域で生活する様々な障害者、社会福祉法人のスタッフ、法人内の他の福祉サービスの利用者、保育所に通う児童など、世代を超えた交流を図ることにより、地域を基盤として人と人とのつながりを育むことも、社会福祉法人の公益的な役割を担えていると感じています。今後も働くということだけではなく、地域社会の縮図とも言える場所の提供を目標に事業を行っていきたいと思います。

今後の課題として、農園等だけでなく法人の資源を使い、農園を利用する方の生活を包括的に支援で

きる体制を整えていきたいと思っています。

【地域社会の一員として法人の役割を発揮】

また、福祉業界全体の問題でもある慢性的な人材不足の解消のために、当法人では福祉における専門職を育成する専門学校の運営をしていますが、公益的な取り組みを担う人材確保のため学校の運営に留まらず、福祉業界に人を呼び込む活動も行っています。福祉に興味を持つ学生に対して、インターシップや見学会、講演会などを行い、福祉の専門職としての魅力を伝えることや、これまで福祉と関わりが無かった地域住民等に対して、福祉の仕事の社会的な意義等を伝えることで福祉への理解促進に努めています。さまざまなメディアで福祉業界のネガティブなイメージが取り上げられることがありますが、地域の社会福祉法人が共同で福祉のイメージアップや啓発活動をすることが大切だと考えます。

さらに、地域において、障害者や、介護が必要な高齢者、生活困窮者等、様々な問題が交錯するケースに対応することができるのは、今まで様々なノウハウを積み重ねてきた社会福祉法人の強みだと感じています。目の前で起きている問題だけにとらわれず包括的に対処できるように努力を重ねていきたいと思っています。

問題を解決する機能だけではなく、地域のサロン活動などを積極的に行っていくことにより、地域社会の一員としての社会福祉法人の役割を発揮していくことができるのではないかと思います。

さまざまな公益活動を通し、社会福祉法人としての使命を果たすよう今後は地域一丸となって精進していきたいと思っています。

法人の強みを活かした、 地域のための温泉事業に挑戦

ひばりが丘ホーム(秋田県)
施設長 木村 晃

【はじめに】

ひばりが丘ホームを運営する社会福祉法人「秋田県民生協会」は昭和52年に設立され、提供する福祉サービスの質の向上並びに事業運営の透明性の確保を図り、地域福祉の推進に努めてきました。現在、北秋田市内において、障害者支援施設6か所、救護施設1か所、軽費老人ホーム（ケアハウス）2か所、特別養護老人ホーム1か所、老人デイサービスセンター1か所、障害者グループホーム6か所、保育園2か所を運営しております。

【地域との交流と公益的な取り組み】

法人内の各施設がこれまで取り組んできたことは、

①清掃・環境美化

- ・施設周辺道のクリーンアップ
- ・秋田内陸縦貫鉄道の最寄駅舎の清掃と環境美化
- ・市立保育園の園庭等の除草

②イベント

- ・地域住民との夕涼み交流会
- ・地域行事、運動会等への参加

③地域生活支援

- ・夕食宅配サービス事業
- ・福祉有償運送事業
- ・自立相談支援事業所（社協）からの就業体験希望者の受入
- ・独居高齢者宅等の除雪



さざなみ温泉

④その他

- ・道の駅、公共施設内に喫茶コーナー出店
- ・施設備品、マイクロバスの地域への貸出
- ・非常災害時の避難施設としての登録

これらについて、法人内の施設ごとに実施してきたこともあり、地域住民にとって施設での取り組みであることは認知されていましたが、社会福祉法人としての取り組みであることが理解されていないことが分かりました。

社会福祉法人の責務規定となった「地域における公益的な取り組み」を含めた地域での活動を法人全体として再検討するにあたり、今年度4月に法人として「特別委員会」を設置しました。

特別委員会で検討を進めると、地域生活支援として実施している「福祉有償運送事業」と「夕食宅配サービス事業」をデイサービスの職員が兼任しているため、時間に余裕が無く人手が不足していることが顕在化しました。法人として公益事業に取り組む人材の確保に取り組むとともに、「就業体験の受け入れ」の継続と、「認定就労訓練事業所」の申請についても提案しました。

【法人としての公益事業】

当法人は、収益事業として温泉経営をしています。隣のデイサービスセンター利用者に温泉浴を提供しながら、地域住民の癒しの場として利用されてきましたが、29年度の社会福祉法人の制度改革にむけて定款の変更の際に、収益事業から公益事業への変更を予定しています。

温泉名称は「さざなみ温泉」ですが、これを公益事業の「さざなみ温泉事業」として、①温泉事業、②福祉有償運送事業、③夕食宅配サービス事業、④施術（マッサージ）事業、⑤こども食堂事業の5事業を、地域で支援を必要とする高齢者等のために低額な料金で実施していく予定です。

また、本事業の実施においては、障害者及び高齢者の雇用の場とすることを運営方針に掲げる予定です。

さらに、法人として認定就労訓練事業所の登録を行い、社協の自立相談支援事業に協力していくこととしています。

本会は今年度から、「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針（行動指針）」を踏まえ、新たに策定した「第二次行動指針」に基づき、生活困窮者に対する支援を進めていくこととしています。特に重点項目として、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）認定への取り組みと、包括的な総合相談支援機能の拠点づくり・地域の支援ネットワークの構築への取り組みの2つを掲げています。

全救協会員施設の皆さまに2か年にわたって継続して取り組む「第二次行動指針」へのご理解を深めていただき、救護施設が行う生活困窮者支援の一層の推進を図るために、本号では北海道地区、中国四国地区、九州地区の3地区からの事業実践レポートをご紹介します。

就労訓練事業により働く意欲を高める

札幌明啓院(北海道) 次長 相庭 晃

1. はじめに

札幌明啓院の所在地である東区東苗穂は、交通の便も良く、札幌駅や市の中心部より車で20分程度の距離にあり、大型ショッピングモールや市営道営住宅に囲まれた場所に位置しています。

2. 当施設の就労訓練事業の取り組み

当施設では、平成28年度札幌市の認定就労訓練事業の認定を受け就労訓練事業（非雇用型）を行うことになりました。実施にあたりどのようなプログラムや支援を提供できるか不安もありましたが、対象者の「目線に沿った設定に」との視点で2名の受け入れとなりました。

◆事例①男性30代

本事例は、うつ病を患い精神科を通院しながらも、今後どのように働いたら良いかについて札幌市生活就労支援センターに相談があったもので、当施設にて常用雇用を目指して受け入れたケースです。就労（常勤）経験があるため、プログラムの時間を実際の勤務時間に近づける要望があり、施設内軽作業やクラブ活動など取り入れて行いました。支援途中の面談の際には、福祉に関する業務に興味があるため、対人身体支援の経験も行いたいとの要望があり、施

設利用者との交流の場を積極的にとる姿が認められるなど、大きな変化がみられるようになりました。訓練終了後、手帳の取得により障がい者雇用にて一般企業に入職との報告がありました。

◆事例②男性40代

上記と同様に札幌市生活就労支援センターからの依頼ケースで、就労未経験者で短期間のアルバイトの経験しかなく、就労訓練を行うことで今後の生活に大きな一歩を踏み出したいとの相談にて受け入れたケースです。就労未経験者への就労訓練となり、週2日間を主にクラブ活動から始めました。結果的には約3か月間の訓練となり、途中から音楽療法（週1回）での会場設営・運営の助手なども行い、最終月には企画・進行役を担うなど積極的な姿が見られ、ちょっとした空き時間についても施設利用者とのコミュニケーションをはかるなど「働く」ことへの意欲が見受けられていました。

後日談として本人からは、今までは他人と話す時は緊張することが多く苦手意識もあったが、この3か月間については緊張より「楽しかった」との報告があったとのことでした。

3. 終わりに

この2ケースについては、施設側の事前準備が不十分であったことによる説明不足（おそらくあったと思います）や、本人たちが仕事に対してのブランクがあり作業内容がきついのではと不安を感じることがありましたが、一生懸命に頑張っている姿が見

られました。訓練が進むごとに施設利用者との交流が増え、本人たちの表情に変化がみられ、生き生きしていく姿が実感できました。毎回休むことなく参加し、「社会に出たい」「働きたい」との自信につながったのではないかと思います。

今後も札幌明啓院は微力ながらも社会貢献の一環として就労訓練事業を取り組んでいきたいと考えています。

~~~~~

## 地域の社会資源との連携と、 退所者の地域定着支援を推進

### 救護施設 浦戸園(高知県) 中国・四国地区救護施設協議会 調査・研究・研修委員会 幹事 武内 晋策

浦戸園は平成13年に民間移管を受け、社会福祉法人海の里が運営を行っています。

法人が掲げる「福祉文化の創造と施設福祉に貢献する」という理念と目標に基づき、平成27年度を「地域に開かれた法人」元年と位置づけ、地域に貢献できる施設づくりを目指しています。

#### 1. 浦戸園の『第二次行動指針』への取り組み

- (1) 地域福祉の推進として、社会福祉協議会や町内会、地域の民生委員や事業所等と協力し、勉強会やイベントを通じて福祉を身近に感じる活動に参画しています。住み慣れた地域で安心して暮らしていく上で利用できる福祉サービスの紹介や、障害・認知症・高齢・単身生活など、生活のしづらさを抱えている方が身近にいることの情報を提供し、少しの手助けや気配りによる地域力の促進に努めています。そして、必ず来ると言われている南海大地震を想定した協力体制を強化しています。
- (2) 独自のアウトリーチ活動として、当施設の退居者を対象に地域での生活が定着するまでの期間(概ね2年間)、施設職員によるサポートを行っています。具体的には、施設機能の開放として①希望に応じた食事の提供、②関係機関等への手続き補助、③健康面や生活全般の相談受付、④日中活動の場として施設にボランティア登録をし、清掃等を依頼、⑤定期的な自宅訪問と連



中国・四国地区救護施設職員研修会でのグループワーク

絡による安否確認、⑥随時の宿泊利用等を行っています。

- (3) 入居施設の利点を活かし地域生活定着センターや福祉事務所との協働により、緊急かつ柔軟な受け入れ、心身面の健康回復、社会性の再習得、生活サイクルの見直しなど、個々が抱える課題に対し支援を行っています。

また、協力病院が推進する地域移行支援に協力する形で、施設の体験利用を勧めています。

#### 2. 中国四国地区の『第二次行動指針』への取り組み

地区協議会として、全国救護施設協議会から示された第二次行動指針の理解を深めると共に、実現に向けた学習機会を設けています。

直近では、平成29年1月に中国・四国地区救護施設の職員を対象とした研修会を開催しました。岸本副会長から救護施設の現状や今後の動向、特に第二次行動指針への取り組みについて報告があり、理解を深めました。また社会福祉協議会、障がい者相談支援センター、障害関連施設から外部講師を招き、関係機関との連携を深めるために支援の現状を学び、また、虐待防止と権利擁護など支援者として基礎となる知識を学ぶことを主体としたテーマで学習を深めました。守家会長より救護施設サービス評価基準Version2を使い、日々の業務の基本を振り返り、その中から私たちが施設内外で行えることを考える講義演習を行いました。救護施設と地域では生活の場所は違いますが、生活主体者は本人であることに変わりはなく、本人を主体とした豊かな生活の実現に向け、支援者は可能性に着目したストレングス視点を持つことの重要性和、そうすることが利用者の権利擁護につながることで、その上で地域のニーズに目を向けて関係機関と協力していくことの重要性を



参加者全員で再確認できました。

### 3. おわりに

「第二次行動指針」の取り組みについて、中国四国地区ブロックでは各県の行動指針への取り組み状況を調査し、各施設が施設や地域の実状に応じた活動を少しずつ始めているところですが、さらなる実施に向けた取り組みを目指していきたいと考えています。

浦戸園でも引き続き施設内の支援サービス向上と、循環型施設として利用者のニーズに合わせた地域移行を推進すると共に、救護施設も地域の一員であり、必要とされる救護施設として存続するための努力を続けたいと思います。

## 佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮による生活困窮者への就労支援活動

### 佐賀整肢学園・かんざき日の隈寮(佐賀県) 施設長 江里口 忠雄

#### 1. はじめに

かんざき日の隈寮は、平成20年に佐賀県より経営移譲を受け、平成24年に神埼町鶴西地区に移転しました。県立時代のサービスを踏襲しつつ、新たに就労支援活動を開始し、地域移行を積極的に推進するようになりました。平成26年度より居宅生活訓練事業(定員2名)を開始し、就労と生活をバランスよく織り交ぜた支援を実施しています。

#### 2. 取り組み事例

もともとかんざき日の隈寮では、施設入所者に対する就労支援活動として、法人内の事業所や近隣の一般事業所等と連携し、軽作業(就労訓練)を行っていました。屋内外清掃等の環境整備、洗濯作業、厨房内の下膳作業、農作業、ゴルフ場のコース管理、フロアクリーニング等、入所者の状況に応じた内容と作業時間を設定しています。昨年度は年間延べ約1,400名の入所者が参加し、一人あたり数百円から2万円程度の訓練工賃を支給しました。職員の引率を基本とし、一般就労に向けて段階的にステップアップするプログラムとなっています。例年、数名の入所者が一般事業所で雇用されるようになり、居宅生活訓練事業を経て、地域に移行するというサイクルができました。

中間的就労については、これらの活動の対象を入所者から地域の生活困窮者に広げたいと考え、佐賀県との協議に入りました。また、生活困窮者支援の全体像をイメージするため、先駆的な取り組みを行っている社会福祉法人善隣会に幹部職員を派遣し、そのノウハウを学びました。

事業の実施にあたっては、具体的な支援内容に加え、作業服の支給、食事・送迎サービスも併せて実施することとし、第二次行動指針が策定される数か月前に、定員5名で県の認定を受けました。

認定後はすぐに行政機関や自立相談支援センターを訪問し、就労訓練事業の事業内容に関して情報提供を行いました。当初、多くの利用や問い合わせを想定していましたが、現在まで事業への問い合わせと見学が数件あったのみです。制度の周知が充分でないことや、人口3万人の神崎市では、事業の対象となる者が多くない可能性もありますが、定期的に関係機関と意見交換を開催し、受け入れ態勢を整えています。

就労訓練事業については、全国でも利用が多いとは言えない状況のようですが、まずは受け皿としての認定就労訓練事業所を設置することが必要だと思います。

また、生活困窮者の緊急一時受入(独自事業)の積極的推進に向けて、居室の改修を行い、感染症対策をふまえて個室7室にトイレを設置しました。改修工事を終えた昨年12月にはすぐに2名の受入要請があり、無料で受入を行いました。

緊急一時受入については、他種別の福祉施設ではハードルが高く、まさに救護施設が得意とするところであり、そのまま入所に繋がるケースも多々あります。

#### 3. まとめ

第二次行動指針が制定され、救護施設が取り組むべき生活困窮者支援が明示されました。救護施設は、循環型施設として、入所者の生活全般を支援しながら、地域移行を推進してきた長い歴史と実績があります。今こそ蓄積されたノウハウと専門性を活かし、その機能と能力を存分に発揮する時ではないでしょうか。

救護施設の存在意義をアピールするよい機会と考え、今後もかんざき日の隈寮の特色を活かした生活困窮者支援を展開していきます。

活動日誌 

12月 ~ 3月

## 12月

12月 1日 (木) 第5回理事会 (於：全社協)  
平成28年度第2回 (臨時) 総会 (於：全社協)

12月21日 (水) 第2回生活保護受給者の宿泊施設および生活支援のあり方に関する意見交換会

## 2月

2月 2日 (木) 第3回生活保護受給者の宿泊施設および生活支援のあり方に関する意見交換会

2月13日 (月) 第3回調査・研究・研修委員会  
第4回生活保護受給者の宿泊施設および生活支援のあり方に関する意見交換会

2月16日 (木) 第2回制度・予算対策委員会 (於：東京・商工会館)

2月17日 (金) 第1回救護施設における生活困窮者支援に関する特別委員会 (作業部会)

2月28日 (火) 第2回総務・財政・広報委員会

## 3月

3月 7日 (火) 第6回理事会 (於：全社協)

3月22日 (水) 第5回生活保護受給者の宿泊施設および生活支援のあり方に関する意見交換会

(1月は会議開催なし)

## 【平成29年度 全国救護施設協議会主催の主要会議等の予定】

平成29年度の全国救護施設協議会の協議員総会・大会・研修会については、下記の予定となっています。  
ご予約いただけますようお願いいたします。

## ○協議員総会

日程：平成29年5月10日 (水) 会場：東京都・全社協灘尾ホール

## ○平成29年度救護施設経営者・施設長会議

日程：平成29年5月10日 (水) ~ 5月11日 (木) 会場：東京都・全社協灘尾ホール

## ○第41回全国救護施設研究協議大会

日程：平成29年10月19日 (木) ~ 20日 (金) 会場：広島県・広島市、ANAクラウンプラザホテル広島他